

原発本第5号  
2019年4月10日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社  
原子力発電本部  
原子力管理部長

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し  
格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、唐津市及び松浦市の組織改正に伴い、「玄海原子力発電所原子力事業者  
防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基  
づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替える  
ことにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

・添付資料

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

## 玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
<p style="text-align: center;">別図2－3 警戒事態に該当する事象の連絡先</p> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 ---&gt; : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">別図2－3 警戒事態に該当する事象の連絡先</p> <p>→ : ファクシミリ装置等による連絡 ---&gt; : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;読み替え理由&gt;</p> <p>唐津市及び松浦市の組織改正に伴う名称の変更</p>

## 玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先)</p> <p>発電所 対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事)</p> <p>唐津市 (危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課</p> <p>警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島)</p> <p>消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局</p> <p>唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台</p> <p>玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</p> <p>オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部)</p> <p>災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) *</p> <p>本店対策本部 総括班長</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>：原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ···→ : 電話による通報文書の着信確認 ···→ : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先)</p> <p>発電所 対策本部長 (原子力防災管理者)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事)</p> <p>唐津市 (危機管理防災課、市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務・福祉課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 地域振興課) 伊万里市 防災危機管理課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 危機管理課 糸島市 危機管理課</p> <p>警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島)</p> <p>消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署 西部分署 松浦市消防本部 鷹島出張所 佐世保市消防局</p> <p>唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台</p> <p>玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</p> <p>オフサイトセンター (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部)</p> <p>災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) *</p> <p>本店対策本部 総括班長</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>：原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ···→ : 電話による通報文書の着信確認 ···→ : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>&lt;読み替え理由&gt; 唐津市及び松浦市の組織改正に伴う名称の変更</p>

## 玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	備 考
<p style="text-align: center;">別図2-5(1) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先)</p> <p>The diagram illustrates the communication network for emergency reporting within the power plant site. It starts with the 'Nuclear Emergency Manager' (原子力防災管理者) at the top, connected via a dashed arrow labeled '(口頭)' (Oral) to the 'Power Plant Emergency Response Headquarters Head' (発電所対策本部総括班長). This head then connects to various local government agencies and emergency organizations:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事)</li> <li>玄海町 総務課 (玄海町長)</li> <li>長崎県 危機管理課 (長崎県知事)</li> <li>福岡県 防災企画課 (福岡県知事)</li> <li>唐津市 災害対策本部 (災害警戒本部を含む。)       <ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市(市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務教育課)</li> <li>松浦市(防災課、鷹島支所 市民課)</li> <li>伊万里市 防災危機管理課</li> <li>佐世保市 防災危機管理局</li> <li>平戸市 総務課</li> <li>壱岐市 危機管理課</li> <li>糸島市 危機管理課</li> </ul> </li> <li>警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県)       <ul style="list-style-type: none"> <li>警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島)</li> </ul> </li> <li>消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市)       <ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市消防署 西部分署</li> <li>松浦市消防本部 鷹島出張所</li> <li>佐世保市消防局</li> </ul> </li> <li>唐津労働基準監督署</li> <li>唐津海上保安部 警備救難課</li> <li>佐賀地方気象台</li> <li>玄海原子力規制事務所       <ul style="list-style-type: none"> <li>(原子力保安検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</li> </ul> </li> <li>オフサイトセンター       <ul style="list-style-type: none"> <li>(現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会)</li> </ul> </li> <li>災害対策本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) *</li> <li>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</li> <li>内閣官房</li> <li>内閣府 (政策統括官付)</li> <li>経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</li> </ul> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ---&gt; : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 ---&gt; : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">別図2-5(1) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先)</p> <p>The diagram shows the same communication network as the original, but with updated organization names due to administrative changes:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制委員会 原子力規制庁</li> <li>緊急事態対策室 (原子力規制委員会)</li> <li>発電所対策本部 総括班長</li> <li>佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事)</li> <li>玄海町 総務課 (玄海町長)</li> <li>長崎県 危機管理課 (長崎県知事)</li> <li>福岡県 防災企画課 (福岡県知事)</li> <li>唐津市 災害対策本部 (災害警戒本部を含む。)       <ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市(市民センター(鎮西、肥前、呼子) 総務・福祉課)</li> <li>松浦市(防災課、鷹島支所 地域振興課)</li> <li>伊万里市 防災危機管理課</li> <li>佐世保市 防災危機管理局</li> <li>平戸市 総務課</li> <li>壱岐市 危機管理課</li> <li>糸島市 危機管理課</li> </ul> </li> <li>警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県)       <ul style="list-style-type: none"> <li>警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島)</li> </ul> </li> <li>消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里・有田、平戸市、壱岐市、糸島市)       <ul style="list-style-type: none"> <li>唐津市消防署 西部分署</li> <li>松浦市消防本部 鷹島出張所</li> <li>佐世保市消防局</li> </ul> </li> <li>唐津労働基準監督署</li> <li>唐津海上保安部 警備救難課</li> <li>佐賀地方気象台</li> <li>玄海原子力規制事務所       <ul style="list-style-type: none"> <li>(原子力保安検査官、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)</li> </ul> </li> <li>オフサイトセンター       <ul style="list-style-type: none"> <li>(現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会)</li> </ul> </li> <li>災害対策本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) *</li> <li>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</li> <li>内閣官房</li> <li>内閣府 (政策統括官付)</li> <li>経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</li> </ul> <p>※ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ---&gt; : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 ---&gt; : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p style="text-align: center;">&lt;読み替え理由&gt; 唐津市及び松浦市の組織改正に伴う名称の変更</p>